



講習会「省エネ法改正概要について」質疑回答

(社) 愛知県建築士事務所協会 名古屋支部
法令行政委員会

日時：平成 22 年 5 月 11 日 (火) 13:30~16:00
場所：YKK AP 株式会社 栄 YF ビル 6 階 第 1 会議室

日頃は名古屋支部事業にご協力を頂き厚くお礼を申し上げます。
早速ですが、5月11日(火)「省エネ法改正について」の講習会を
YKK AP 株式会社 栄 YF ビル 6 階会議室 (名古屋市中区栄 2-11-32) に
て開催致しました。

質疑事項は、1件のみですが、当日ご講師でありました、名古屋市住宅都市局
建築指導課、工事係長松浦直哉様よりご解答をいただきましたので、遅ればせ
ながら、ご案内申し上げます。

1) 質疑

質疑内容：

- ・ 遮熱塗装を折版屋根に施工した場合に届出は必要ですか？
- ・ 床面積 300 m²~2,000 m²の場合修繕等になりますか？
- ・ 届出費用は如何ほどですか？ (上記の場合だと思います?)

解答内容：

- ・ 既存の折版屋根を塗装した場合は、修繕・模様替に該当しないので、届出は必要ありません。
- ・ 第二種特定建築物 (300 m²以上 2000 m²未満) の場合、屋根、壁又は床の一定規模以上の修繕又は模様替や空気調和設備等の設置又は一定の改修は届出の対象ではありません。
- ・ 名古屋市は届出に対する手数料は無料です。

以上